○総務省告示第九十二号

地方公務員給与実態調査規則（昭和三十三年総理府令第五十七号）第八条第二項の規定に基づき、平成二十五年地方公務員給与実態調査調査票の提出期限である期日を次のように定める。

平成二十五年二月二十二日　総務大臣　新藤　義孝

提出期限

一　都道府県知事及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長が調査票を提出する期限

平成二十五年七月十二日

二　地方公共団体の長（一に規定するものを除く。）が調査票を提出する期限

平成二十五年八月三十日

○財務省告示第五十五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年一月二十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年二月二十二日　財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	六十億円	百円七十四銭
〃	〃	十二億円	百円八十銭
〃	第九回	八億円	百円七十九銭
〃	〃	七億円	百円八十銭
〃	〃	二億円	百円八十五銭
〃	第十一回	五億円	百円十二銭
〃	〃	二十六億円	百円十五銭
〃	第十二回	十二億円	百円十六銭
〃	〃	十億円	百円十七銭
〃	〃	三十二億円	百円二十銭
〃	第十三回	四十二億円	九十九円八十銭
〃	第十四回	十億円	百円四銭
〃	第十五回	二十四億円	九十九円九十五銭
〃	第十六回	六億円	九十九円七十四銭
〃	〃	二億円	九十九円七十七銭
〃	第十七回	三十億円	九十九円四十銭
〃	〃	一億円	九十九円四十二銭
〃	第十八回	三十三億円	九十九円六十五銭
〃	第二十回	七億円	百一円
〃	〃	二十一億円	百一円二銭
〃	〃	二十六億円	百一円五銭
〃	第二十一回	五億円	百一円四十二銭
〃	〃	十八億円	百一円四十四銭
〃	第二十二回	六十八億円	百二円二十五銭
〃	第二十三回	十億円	百一円九十五銭
〃	〃	二十億円	百一円九十六銭
〃	第二十四回	五十億円	百二円三十二銭
〃	第二十五回	八十億円	百一円二十五銭
〃	〃	十億円	百一円二十六銭
〃	〃	四億円	百一円二十七銭
〃	〃	二十一億円	百一円三十銭
〃	第二十六回	九十億円	百一円七十六銭
〃	第二十七回	十八億円	百円三十五銭
〃	〃	百四億円	百円三十六銭
〃	〃	五億円	百円三十七銭
〃	第二十八回	八十一億円	九十九円四十銭
〃	〃	百七十七億円	九十九円四十一銭
〃	〃	二十億円	九十九円四十二銭
〃	第三十回	六億円	九十九円
〃	第三十三回	六億円	九十八円六十五銭
〃	第三十七回	十億円	百円三十五銭
〃	〃	四十六億円	百円三十六銭
〃	〃	十四億円	百円三十七銭
〃	第四十一回	五億円	百三円三十八銭
〃	〃	五億円	百三円三十九銭
〃	〃	三億円	百三円四十銭